

兵庫県立芦屋国際中等教育学校いじめ防止基本方針【改定】

平成 30 (2018) 年 4 月
県立芦屋国際中等教育学校

1 学校の方針

外国籍を有する生徒および海外からの帰国生徒が多数在籍する本校では、「RESPECT (尊敬)、INTEGRATION (融和)、CONTRIBUTION (貢献)」を校訓に、言語環境や文化的背景の異なる子どもたちが、相互啓発を通じて、ともに生きる心をはぐくみ、多文化社会に生きる人間形成を図り、国際社会に貢献できる人物を育成することを目標としている。この目標を実現するために、異文化理解を深めるとともに、さまざまな交流を通して、互いの違いを認め、受け入れながら、尊重し合う態度や姿勢を養い、生徒一人一人の人権意識を高めることが、最も重要な課題である。

そのために、全職員が生徒理解に努め、生徒の視点に立って、すべての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめや差別のない学校づくりに努めるとともに、万一、いじめが発生した場合には、早期発見と適切かつ迅速に解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、在籍生の多くが、外国籍を有する生徒および海外からの帰国生徒であり、関係する国は35カ国(2018年度)におよぶ。さまざまな文化的背景を持つ生徒が共に学び、お互いに成長しあう、まさに「多文化共生」の学校である。また、中学校にあたる前期課程(1～3年)と高等学校にあたる後期課程(4～6年次)からなる中高一貫校でもあり、6年間を見通した長期的視点に立った教育活動を行っている。

「多文化共生」「国際性」といった本校の特色を生かし、日々の学校生活のなかで、個々のさまざまな「違い」を意識することによって、文化・習慣の違いを相互に受け入れ、理解し合うなかで、生徒一人一人が好ましい人間関係を築いていける教育活動を行っている。また、言語環境・文化的背景・コミュニケーション能力などの観点から、少人数や個別指導、教育相談を通じて個々の生徒の些細な変化を察知できる体制となっている。

さらに、「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識を決して忘れることなく、いじめの防止等を体系的・組織的におこなうために、以下の指導體制を構築する。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される、教育相談体制や生徒指導體制等の校内組織及び連携する関連機関を別に定める。

別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。その際、認識したいじめ事象については学級担任等が問題を抱え込まないよう組織的に対応する。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止および早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。校内研修においては「いじめ対応マニュアル」等を活用し、教職員のいじめの認知や対応能力の向上を図る。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合や精神性の疾患を発症した場合、所有する物品および金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切な調査を実施し、学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときは、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的知識および経験を有する外部的専門家である保護司、および民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまで情報発信に努めてきた。いじめの防止等についても、家庭や地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめの防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかどうかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。さらに、家庭や地域と連携した学校の基本方針となるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

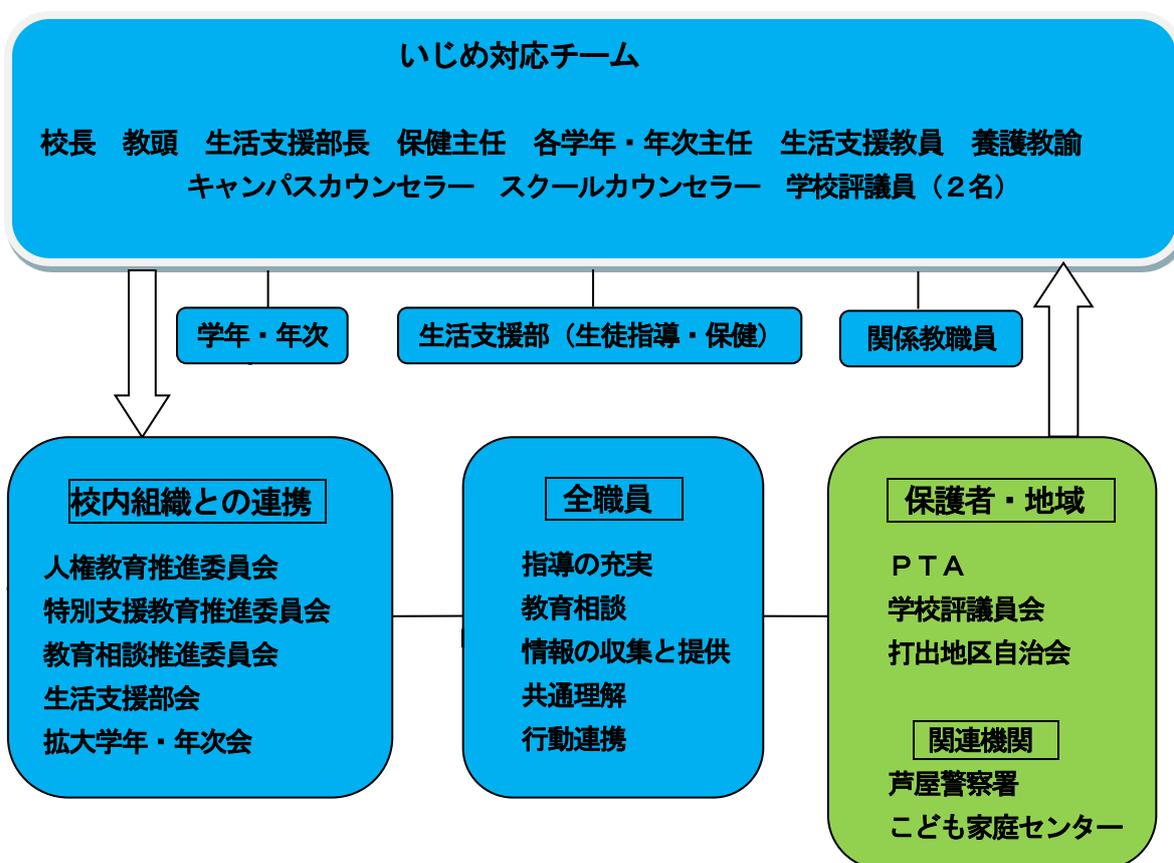
校内指導体制及び関係機関

- 1 いじめを許さない学校づくりを基本に、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題へ組織的な取り組みを推進していくために、いじめ問題への対応の中核となる「いじめ対応チーム」を組織し、迅速に問題へ対処する。
- 3 いじめ問題について、報告・連絡・情報交換を確実に行之、すべての職員が情報を共有して問題に対する共通理解を図り、学校全体として組織的・系統的な指導を行う。
- 4 いじめ問題に関連して、生徒理解に努め、生徒の立場に立って適切な対応ができるよう、職員研修会を実施する。
- 5 いじめ問題の根絶に向けて、保護者・地域、関連機関との協力体制を確立する。

いじめ対応チーム

原則として各学期に1回会議を行う。

いじめ問題が発生した場合には、校長・教頭がチームを招集する。



いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室(環境)

- 教室内の設備・備品の破損がある
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする
- 教室内に個人の私物が散乱している
- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
(特定の生徒の机だけ間隔が開いている。)

集団

- グループ分けすると特定の生徒だけ残る
- 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- クラスやグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある

いじめられている生徒

- おどおどし、不安な表情になる
- 体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- 下を向いて視線を合わそうとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- わざとらしくはしゃいでいる
- 遅刻・欠席が多くなる
- 顔色が悪く、元気なく暗い表情になる
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- 一人でいることが多い
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- ときどき涙ぐんでいる
- 発言すると、笑われたり、からかわれたりする
- 持ち物や机に落書きをされる
- 毎日、必要以上のお金を持ってくる
- 持ち物が隠されたり壊されたりする
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨て当番になっている
- 部活動を休みがちになり、やめると言い出す
- 衣服が汚れていたり、破れていたり、ボタンが取れていたりする
- ケガをすることが多く、その状況と本人の言うことが一致しない

いじめている生徒

- 教職員の機嫌を取ることが多く、教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 多くのストレスを抱えている

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4	いじめ対応チーム会議 ⇒指導方針・計画作成 人権(道徳)教育推進委員会 教育相談推進委員会 特別支援教育推進委員会	新入生(前期課程)オリエンテーション 人権教育・道徳教育の指導計画 道徳、学級活動(LHR)の指導計画 スクールカウンセリング(通年) キャンパスカウンセリング(通年)	教育相談(2・3週) 拡大学年・年次会議(各学年) あいさつ運動 スクールカウンセリング(通年) キャンパスカウンセリング(通年)
5	SNSトラブル防止研修会(職員)		
6			
7		SNSトラブル防止講演会(生徒) 日本語教育研修会(職員)	第1回いじめ実態アンケート 三者面談
8		特別支援教育研修会(職員) テーマ「カウンセリング」に関すること	アンケート分析(対応チーム)
9	学校評価 (いじめ問題への取り組み)		
10		保護者研修会 テーマ「いじめ・自殺予防」に関すること	
11		特別支援教育研修会(職員) テーマ「発達支援」に関すること	
12		人権講演会(生徒) 地域清掃	第2回いじめ実態アンケート 三者面談
1		校内研修 テーマ「いじめ問題事例研修」	アンケート分析(対応チーム)
2	学校評価 (いじめ問題への取り組み)		いじめアンケート見直し (対応チーム)
3		地域清掃	第3回いじめ実態アンケート アンケート分析(対応チーム)

- ・「いじめ対応マニュアル」を効果的に活用する。
- ・いじめ発生時に、いじめ対応チームによる緊急会議を実施する。
- ・いじめの実態を把握するため、原則として学期に1回いじめ実態アンケート実施する。
- ・ネットトラブル、ネットいじめの防止についても、保護者対象講演会も含め、各学年・年次で指導の機会を計画的に設定する。
- ・道徳、学級活動(LHR)の指導計画に従って、いじめや人権をテーマに取り上げる。

組織的対応

